

終 章

東京医療保健大学は、平成17年度に開学しましたが、完成年度を迎えた平成20年度以降毎年度、教育・研究、組織・運営並びに施設・設備等の状況について自己点検・評価を行ってまいりました。本学においては、平成23年度に開学後初となる大学基準協会(以下「協会」という。)による大学評価を受審することから、平成22年度の自己点検・評価に当たっては、平成23年度の大学評価申請から適用となる協会の新大学評価システムに基づき実施いたしました。自己点検・評価は協会が定める10の基準(理念・目的、教育研究組織、教員・教員組織、教育内容・方法・成果、学生の受け入れ、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、管理運営・財務、内部質保証)により、それぞれの評価項目及び評価の視点に基づき、記述しております。

本章の要約は次のとおりです。

1 理念・目的

- (1) 東京医療保健大学は、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することができる人材の育成を図ることを理念・目的として定めております。
- (2) 本学の理念・目的に関する大学構成員への周知については、学生に対しては、年度当初に実施する新入生及び各学年のガイダンスにおける履修案内の際に説明を行っており、教職員に対しては、建学の精神及び教育理念等が明記されている学則をデスクネットに掲示していつでも見られるようにしております。また、建学の精神及び教育目標を明記したパネルを各キャンパス1階玄関に掲示して、大学構成員及び来客者等への周知を図っております。
- (3) 社会への周知については、大学案内・学生募集要項等に教育理念等を掲載しており、高等学校・塾・受験生等に配布し、本学のウェブサイトにおいて建学の精神・教育目標・各学科の教育内容等を公表しております。また、高等学校教員説明会及びオープンキャンパス等においては、建学の精神・教育目標、教育課程の実施内容等について学長等から説明を行って周知を図っております。
- (4) 本学では、完成年度を迎えた平成20年度以降毎年度、教育・研究、組織・運営並びに施設・設備等の状況について自己点検・評価を行い、その報告書をウェブサイトに

公表しておりますが、大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性については、点検・評価項目としており、その結果については、毎年度医療保健学部学科長会議、大学院医療保健学研究科長会議において検証するとともに、大学経営会議及び理事会・評議員会の審議・承認を経ております。

2 教育研究組織

本学では開学時の平成17年度においては医療保健学部(看護学科、医療栄養学科、医療情報学科)の1学部でスタートしました。以後、本学の理念・目的に基づき、大学院医療保健学研究科修士課程(平成19年度設置)、同研究科博士課程(平成21年度設置)、助産学専攻科(平成21年度設置)、東が丘看護学部(平成22年度設置)、大学院看護学研究科修士課程(平成22年度設置)を設置し、着実に特色のある教育研究組織の整備充実を図っております。

3 教員・教員組織

- (1) 大学として求める教員像については、本学の理念・目的を達成するために、教育・研究を担当するにふさわしい能力を有するとともに、かつ真摯に教育・研究に取り組む教員を求めることとしております。教員組織については、主要な授業科目については原則として専任教員を配置しており必要に応じて非常勤教員を置くこととし、本学の理念・目的を達成するため、経営とのバランスも考慮しながら教員組織を編成しております。
- (2) 本学は、医療系の大学として、関係法令に基づき、教育課程に相応しい教員組織を適切に整備しており、医療保健学部、東が丘看護学部及び助産学専攻科を合わせた大学設置基準上の必要専任教員数は60名ですが、本学の専任教員数(助教以上)は83名を措置しており、このほかに臨地実習等に適切に対応するため、24名の助手を配置しております。また、医療保健学研究科においては、修士課程及び博士課程を合わせ、研究指導教員及び研究指導補助教員を25名配置し、看護学研究科修士課程においては、研究指導教員及び研究指導補助教員を12名配置しており、いずれも大学院設置基準上必要な専任教員数を満たしております。
- (3) 教員に欠員等が生じた場合には、原則公募により募集を行っており、教員選考委員会を設置して厳正かつ透明に審査・選考を行っております。また、教員の採用・昇格等に係る人事については、医療保健学部においては学科長会議、医療保健学研究科においては研究科長会議において研究業績等に基づき審議を行った後、大学経営会議における審議・承認を経ることとしており、平成22年度に設置しました東が丘看護学部及び看護学研究科においては、教授会及び研究科委員会における選考手続きを経た後、大学経営会議において審議・承認を経て実施しております。

- (4) 教員の資質の向上を図るための方策としては、本学専任教員の教育研究活動の振興と円滑化を促し、その成果の発表のため、平成 18 年度から毎年度 1 回、紀要を発行しております。また、組織的な取り組みとしては、授業内容・方法の改善に資するため平成 17 年度開学当初から毎年度、平成 18 年度からは前期及び後期の 2 回、全授業科目について授業評価アンケートを実施するとともに、平成 20 年度から年 1 回、教育力の向上等に関するテーマに基づき、全教職員が一同に会して、発表・意見交換等を行う「東京医療保健大学を語る会」を実施しております。

4 教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

- (1) 本学の理念・目的・教育目標に基づき、学位授与方針を定めており、学部については本学に 4 年以上在学し、学則に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し卒業要件を満たした者であり、医療分野において高い専門性、豊かな人間性及び教養を備えていると認められる者を卒業とし、学士の学位を授与することとし、大学院については医療保健学研究科及び看護学研究科の修了要件を満たした者であり、臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を有する高度専門職業人であると認められる者を修了とし、修士又は博士の学位を授与することと定めております。
- (2) 学部・大学院における教育課程の編成・実施方針及び修得すべき学習成果については学則において教育課程の内容（授業科目の設置・種類・単位、単位の修得、単位の算定基準、必修・選択の別、配当年次、授業時間、履修単位の認定、成績の評価）、卒業・修了要件及び国家試験受験資格等を明記するとともに、履修規程及び履修案内に明示しております。
- (3) 本学の建学精神及び教育目標等に関する大学構成員への周知については、学生に対しては、年度当初に実施する新入生及び各学年のガイダンスにおける履修案内の際にキャンパスガイド・学生便覧を配布して説明を行っております。教職員に対しては、建学の精神及び教育目標が明記されている学則をデスクネットに掲示しいつでも見られるようにしており、建学の精神及び教育目標を明記したパネルを各キャンパス 1 階玄関に掲示して大学構成員及び来客者等への周知を図っております。
- 社会への周知については、大学案内・学生募集要項等に建学の精神・教育目標等を掲載しており、高等学校・塾・受験生等に配布しております。また、本学のウェブサイトにおいては建学の精神・教育目標・各学科の教育内容等を公表しており、高等学校教員説明会及びオープンキャンパス等においては、建学の精神・教育目標、教育課程の実施内容等について学長等から説明を行って周知を図っております。
- (4) 本学では、完成年度を迎えた平成 20 年度以降毎年度、教育・研究、組織・運営並び

に施設・設備等の状況について各学科等において点検・評価を行い、合わせて教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についても点検・評価を行っております。点検・評価結果については、毎年度、各学科会議・教授会等において検証を行い、改善を図ることとし、それらの方策等を整理した自己点検・評価報告書を医療保健学部学科長会議、大学院医療保健学研究科長会議、大学経営会議及び理事会・評議員会において審議・承認を経た後、公表しておりますが、今後、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、外部の有識者による外部評価を実施して、検証を行うことといたします。

「教育課程・教育内容」

- (1) 本学は、医療系の大学として、思いやりの心と温かみのある人間性を持ち、チーム医療に貢献できる医療職の育成を図ることとしており、学士課程教育においては、学士としてふさわしい教養を身に付け医療専門職としての自律を目指すために必要となる教養基礎に係る科目を配置するとともに、各学部・学科の専門性に関わる専門科目は、分野ごとの特性を生かした科目を配置しているが、それらの科目に係る具体的な履修モデル等を提示して、効果的な学修がなされるように配慮しております。初年次教育への対応としては、入学時に実施しているプレメントテスト(全学科共通(英語)、各学科選択(数学又は生物))の結果を踏まえて、履修指導を適切に行っております。
- (2) 医療保健学部においては、全学共通科目は「いのち・人間の教育分野」及び「医療のコラボレーション教育分野」に分類し、専門教育科目は「専門職の教育分野」として分類し、各学科においてそれぞれ所定の授業科目を体系的に配置しております。このうち「医療のコラボレーション教育分野」における各学科合同で実施する「協働実践演習」においては、看護、医療栄養及び医療情報の各学科それぞれの立場から疾患に関する認識や情報を共有し、意見交換等を行いながら協働して課題に取り組み、医療現場における各自の役割を認識することからチーム医療人の育成を図るための特色ある科目となっております。
- (3) 東が丘看護学部においては、「基礎分野(人間理解と自然科学)」、「専門基礎分野(健康問題の解決)」及び「専門分野(あらゆる状況の対象への看護とキャリア開発)」に関する所定の授業科目を配置しております。
- (4) 医療保健学研究科及び看護学研究科においては、科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動を通じて学際的・国際的視点から医療保健学を伝授し臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を有する高度専門職業人の育成を図ることを目的としており、そのために必要な所定の授業科目を配置しております。

「教育方法」

- (1) 学部においては、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を置き、講義、演習、実験・実習をもって教育を行っております。各授業科目の授業は15週にわたる期間を1単位として行っており、1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業における教育効果等を考慮して、1単位当たりの時間については、講義及び演習については15～30時間、実験及び実習については30～45時間の範囲で定めております。
- (2) 研究科においては、修士課程の教育は、授業科目の履修及び修士論文の作成又はこれに代わる特定の課題の研究に対する指導を行っており、博士課程の教育は、授業科目の履修及び博士論文の作成等に関する指導によって行っております。授業科目の1単位当たりの時間については、講義及び演習については15～30時間、実験及び実習については30～45時間の範囲で定めております。
- (3) 学習指導については、年度当初にガイダンスを実施し履修指導を行うとともに、学部においては、各学年ごとに定めている専任教員によるアドバイザーが支援を行っており、研究科においては、指導教員が院生からの要請により適切に支援・指導を行っております。なお、本学では、学部学生及び院生全員に入学時にノート PC を貸与し、授業の際に活用するとともに、各種教務・学生関係情報の伝達を行うなど学生の修学の便を図っております。
- (4) 学生に対して授業の方法・内容及び1年間の授業の計画を予め明示するため、全授業科目について「講義の到達目標及び概要」、「授業計画」、「評価の方法」、「テキスト」、「参考図書」、その他必要事項を記載したシラバスを作成しており、学部の1年次生については、各学科ごとに入学時に履修案内を配布し、2年次生から4年次生に係るシラバスについては、学内情報システム(デスクネット)に掲載して、大学から貸与しているパソコンにより、いつでも見られるようにしております。また、研究科の院生に対しては年度当初に履修案内及びシラバスを配布して授業内容の周知を図っております。
- (5) 学部においては、学修の成績評価は、筆記試験・レポート・実技及び平素の成績により行うこととし履修規程において明示しており、単位認定については、A(100点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)を合格とし、D(60点未満)を不合格としております。
追・再試験は原則1回とし、追試験の成績は、最高80点とし、再試験の成績は、C又はDとしております。授業の欠席回数が定められた授業回数に対して、一般講義科目及び演習科目においては3分の1、実験・実習においては5分の1を超えた場合は、単位の認定は行わないことを原則としております。

- (6) 教育成果についての定期的な検証としては、開学当初の平成 17 年度から毎年度全授業科目について「学生による授業評価アンケート」を実施し、また平成 20 年度から「東京医療保健大学を語る会」を実施しており、授業内容・方法の改善を図っております。また、各学科においては、各教員が担当科目の講義や演習毎にミニレポートや小テストを実施し教育成果について評価し授業に活用すること、年度末に1年間の教育活動を検証するため「活動報告会」を実施すること、卒業研究発表会の実施結果及び定期試験等の結果を踏まえて授業内容・方法の改善を図ること等の取り組みを行っております。

「成果」

- (1) 教育目標に沿った成果が上がっているかについては、医療保健学部においては、授業内容・方法の改善に資するため開学当初の平成17年度から毎年度、平成18年度からは前期及び後期の2回、全授業科目について学生による「授業評価アンケート」を実施しておりますが、授業内容についての質問項目のうち「授業内容をよく理解できたと思うか」については、全体の64.9%(平成21年度)が「そう思う」及び「ややそう思う」と回答しており、比率が開学当初から年々増加していることから、本学の教育目標に沿った成果が上がっております。
- (2) 学修に関する学生の自己評価としては、「授業評価アンケート」において、学生として自分自身の授業態度について、「授業態度はよかったと思うか」「出席率はよかったと思うか」及び「積極的に取り組んだと思うか」の3項目について質問しており、全体の80.1%(平成21年度)が「そう思う」及び「ややそう思う」と回答していることから、学生達は熱心に授業に取り組んでおります。なお、医療保健学部における平成21年度の退学者率(学生総数に対する退学者数の割合)は1%程度と低い数字であり退学者が少ないことから、各学科において、クラス担任やアドバイザー教員を初年次から配置して学修支援を行っているものの成果が上がっているものと判断されます。
- (3) また、医療保健学部については平成21年3月に初めて卒業生を送り出したことから、平成22年度に第1期卒業生248名を対象として「勤務先における勤務実態調査」を実施し、大学で学んだことや行動したことで役に立っていること、大学で勉強等をしておけば良かったと思うことなどを聞いており、その結果を踏まえて授業内容・方法の改善・充実に資することとしております。
- (4) 学位授与(卒業・修了認定)については、学部においては、本学に4年以上在学し(在学年数8年を超えた者は除籍)、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者を卒業とし、学士の学位を授与しております。卒業認定に当たっては、医療保健学部においては各学科教授会及び学科長会議の審議・承認を経ております。なお、医療保健学部看護学科及び東が丘看護学部看護学科の卒業要件を満たした者は看護師及び

保健師国家試験の受験資格、医療保健学部医療栄養学科の卒業要件を満たした者は管理栄養士国家試験の受験資格をそれぞれ取得できることとしております。また、助産学専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者を修了と認定することとし、修了を認定された者は助産師国家試験の受験資格をそれぞれ取得できることとしておりますが、2年を超えての在学はできないこととしております。

- (5) 医療保健学研究科修士課程の修了要件は、2年以上在学し、在学年限は3年、所定の単位を修得するとともに必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならないこととしております。なお、在学期間については優れた業績を上げた者に関しては特例として1年以上在学すれば足りるものとしております。また、修了認定に当たっては、研究科委員会及び研究科長会議の審議・承認を経ており、修士課程を修了した者に対し修士の学位を授与しております。医療保健学研究科博士課程の修了要件は、3年以上在学し、在学年限は5年、所定の単位を修得するとともに必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならないこととしており、また、修了認定に当たっては、研究科委員会及び研究科長会議の審議・承認を経ることとし、博士課程を修了した者に対し博士の学位を授与することとしております。
- (6) 看護学研究科修士課程の修了要件は、2年以上在学し、在学年限は3年、所定の単位を修得するとともに必要な研究指導を受け、かつ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならないこととしております。また、修了認定に当たっては、研究科委員会及び研究科長会議の審議・承認を経ることとし、修士課程を修了した者に対し修士の学位を授与することとしております。

5 学生の受け入れ

- (1) 学生の受け入れ方針については、学部・大学院とも本学の理念・目的を大学案内に明記しており、学部においては医療の現場に強く、豊かな国際感覚を備え、医療の情報化に対応し、他の専門職と協働してチーム医療を実現できる人材の育成を図ることを明記した「本学が求める学生像(アドミッションポリシー)」及び各学科が求める学生像をそれぞれ定めており、いずれも学生募集要項に明示して周知を図っております。
- (2) 学生募集及び入学者選抜については、医療保健学部各学科及び東が丘看護学部においては、「本学が求める学生像(アドミッションポリシー)」に基づき、意欲と能力のある学生を受け入れるため、AO入試、推薦入試、一般入試(前期・中期)、大学入試センター試験利用入試(前期・後期)など多様な入学試験を実施することとし、入学試験毎に募集人員、出願資格、試験日程及び選考方法等を学生募集要項に明示

しております。

- (3) 入学者選抜において透明性を確保するための措置としては、学生募集要項において各学部・学科が求める学生像を明記するとともに、各試験区分毎の募集人員、選考方法、試験科目の配点を明らかにしております。入学試験の実施に当たっては、全教職員の協力のもと、入学試験実施委員会を中心として適切かつ公正な入試を行っております。また、医療保健学研究科及び看護学研究科においては、一般入試、推薦入試に係る募集人員、出願資格、出願資格審査、試験日程及び選考方法等を学生募集要項等に明示して公正かつ適切な入試を実施しております。
- (4) 学生募集に当たっては、毎年度入学定員に基づき、適切な入学者数を受け入れることとしております。なお、平成22年度においては、収容定員に対する学部全体及び大学院全体の在籍学生数比率はいずれも1.1であることから、収容定員に対する在籍学生数は適正に管理しております。
- (5) 学生募集及び入学者選抜に係る定期的な検証については、学生募集及び入学者選抜が学生の受け入れ条件に基づき公平かつ適切に実施されているか、平成20年度以降毎年度自己点検・評価を行い、医療保健学部各学科教授会・学科会議、大学院研究科委員会、自己点検・評価委員会において検証を行っており、その結果については医療保健学部学科長会議、大学院研究科長会議における審議を経て、大学経営会議の審議・承認を経た後、点検・評価報告書を関係機関に配布するとともに、ウェブサイトにおいて公表しております。

6 学生支援

- (1) 本学の建学の精神及び教育目標に基づき、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に解決することのできる人材を育成するために、本学学生(学部・大学院)の修学・生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的とし、修学支援、生活支援及び進路支援に係る「学生支援に関する基本方針」を定めており、各学科及び事務局においては緊密に連携を図って適切な修学支援を行っております。
- (2) 学生に対する修学支援については、ガイダンス機能の充実を図りながら、学生が修学する上で必要とする情報の提供を行っており、各学科各年次の担任教員・アドバイザー教員及び学生支援センター・教務部職員等関係部署において緊密に連携し、組織の効果的な活用を通じて全学的に対応しております。奨学金等の経済的な支援措置については、学部学生については成績優秀者に対して独自のスカラシップ制度を設けております。この他に日本学生支援機構の奨学金を斡旋しておりますが、毎年度、貸与を希望した学生全員に斡旋することができております。また、医療保健学研究科修士課程及び博士課程の学生に対する経済的な支援を行うため、それぞれ授業料の減免

措置を行うスカラシップ制度を設けております。

- (3) 学生の生活支援については、心身の健康保持・増進及び安全・衛生に配慮するため、各キャンパスに保健室を設けており、専任の看護師を配置して日常的な病気・ケガの応急処置のほか、健康相談や精神的な悩みの相談等に当たっております。また、ハラスメント防止のための措置については、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するため相談窓口及び相談員を置いており、ハラスメント防止に関する意識啓発及び周知徹底を図るため、「ハラスメント防止のためのガイドブック」を作成し、全教職員・全学生に配布しております。
- (4) 学生の進路支援については、進路選択に関わる指導は3年次生から開始しております。就職支援ガイダンスは、総合ガイダンス(前・後期各1回)、就職体験講演会、就職体験報告会を実施し、就職支援講座は、公務員試験対策講座、社会人教養講座、ビジネスマナー講座等を実施しており、また、毎年度概ね50社の医療関連企業等を招き、企業研究講座(会社説明会)を実施するとともに、概ね20病院を招いた病院説明会を実施するなど就職支援には万全を期しております。

7 教育研究等環境

- (1) 本学の教育研究等環境の整備に当たっては、本学の教育研究を遂行する上で必要にして十分な広さの校地・校舎を整備するとともに、本学の理念・目的を実現するために適切な施設・設備を整備して学生の学修及び教員の教育研究等環境を整えることを基本的な方針としており、教育研究等環境の整備実施計画及び所要見込み額については、大学経営会議及び理事会・評議員会において審議・承認を経ることとしております。
- (2) 本学は、大学設置基準に定める校地・校舎・講義室・研究室・実験室・実習室・図書館等の施設設備を整備するとともに、医療系の大学であることから、看護学科については法令に定める看護師等養成施設の基準、医療栄養学科については栄養士法に定める基準に基づき、施設設備の整備を行っております。
- (3) 図書館、学術情報サービスについては、3 キャンパス(世田谷、五反田、国立病院機構)には、それぞれ附属図書館を設置し、本学の教育理念・教育目標・教育目的を支えるため、図書・学術雑誌・電子媒体等の充実と学習環境(学習閲覧室等)の整備を図るとともに、学生・教職員の利用者に対する利用サービスの維持向上を目指し、さらに地域開放に努めることとしております。
- (4) 教育研究等を支援する環境等については、各学部・各学科・各研究科における教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた講義室・実習室・実験室・演習室の施設を適切に整備するとともに、実験・実習のために必要な設備については教育研究遂行上支障が生じないよう整備・充実を図っております。

- (5) 教員研究費については、教員の研究実施に必要な経費及び学会出張費などの個人研究費を、毎年度、職制に応じて措置するとともに、各学科において研究分野に関して必要となる経費に充当するため特別研究費を措置しております。また、学外からの研究費を確保するため、科学研究費補助金及び各種団体等が募集する助成金の申請を奨励するとともに、受託研究費及び奨学寄付金の受入れを積極的に行うことといたしております。
- (6) 研究倫理を遵守するための措置については、「ヒトに関する研究倫理基準」を定めており、ヒトを直接の対象とし、個人からその人の行動・環境・心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われるヒトに関する研究を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的基準及び研究計画の審査に関する事項を定め、研究倫理に万全を期すこととしております。

8 社会連携・社会貢献

- (1) 本学は、「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」を建学の精神及び教育理念とし、医療分野において特色ある教育研究を実践することで時代の求める高い専門性及び豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して新しい視点から総合的に探求し解決することのできる人材の育成を目的としておりますが、優れたチーム医療人の育成を図るためには社会との連携・協力が不可欠であることから、教育、研究とともに社会貢献を本学の重要な使命として定めております。
- (2) 本学は、医療系の大学として、医療・健康・保健面での社会貢献を積極的に推進することとしており、教育研究に係る成果を基にしたサービス活動としては、開学当初から毎年度、大学が所在する世田谷区及び品川区との共催・後援により、医療・健康・保健をテーマとした公開講座を開催するとともに、大学院においては研究への取り組み及び最新の研究成果を紹介するために毎年度、大学院公開講座等を開催しております。
また、社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り地域との交流を深めるため、学生の地域における児童養護施設等における介助活動、高齢者・障害者への介助及び支援活動、地元の行事等に参加して地域との交流を深める活動、医療に関わる活動等のボランティア活動への積極的な参加を奨励しております。
- (3) 国際交流事業については、本学の教育目標に基づき、実践を重視した教育・研究の充実・発展を図るため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進することとした「国際交流に関する基本方針」を定め、教職員・学生に係る海外派遣・海外研修を積極的に推進すること、海外からの受入れを積極的に行うとともに、これを通して

本学の国際化を推進すること、海外の大学等との国際交流協定の締結を推進することとしております。

9 管理運営・財務

「管理運営」

- (1) 本学は平成17年度に開学いたしました。大学等設置計画に基づき教育研究組織及び教育研究環境等を着実に整備し、卒業生及び修了生を社会に送り出しており、卒業生等の活躍により社会における本学の評価が次第に定着してきている状況にあります。ついで、開学後初となる大学評価の受審を契機として、社会一般に対して、本学の教育理念・教育目標等を適切に理解していただくとともに、教育研究等の実施に関する説明責任を果たすため、本学の教育研究活動等の今後の在り方を示し、平成24年度をスタートとする5年間の中期目標・計画を策定いたしますが、中期目標・計画において管理運営方針についても明確にすることといたしております。
- (2) 各学部学科・研究科における教学上の組織としては、教学上の重要事項を審議するため、医療保健学部各学科には学科会議・教授会、東が丘看護学部には教授会、医療保健学研究科及び看護学研究科にはそれぞれ研究科委員会を置いております。また医療保健学部及び東が丘看護学部の教学上の重要事項の企画・審議並びに連絡・調整を行い大学経営会議に提案するため、医療保健学部には学科長会議、東が丘看護学部には運営会議、医療保健学研究科及び看護学研究科には研究科長会議を置いております。
- (3) 大学の理念・目的の実現を図るための管理運営に関する全学組織としては、大学経営に関する重要事項を審議するため、大学経営会議を設置しております。また、大学の設置母体である学校法人の管理運営については、学校法人青葉学園寄附行為に基づき、理事会・評議員会を設置しております。
- (4) 本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するための管理運営については、学則の他、人事・組織運営・教学・研究・学生支援・大学院等関係規程の整備を図るとともに、関係規程に基づく各種委員会を設置して適切に行っております。また、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長は教学面での責任者として大学経営会議に参画しており、管理運営の万全を期しております。
- (5) 大学業務を支援する事務組織については、大学経営会議室に事務局を置き、法人本部機能と大学事務局を兼務する組織としております。事務職員については、大学の管理運営に携わるとともに、実践的な教育研究活動の支援を行う重要な役割を担っており、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中で、職員の職能開発(スタッフ・ディベロップメント(SD))に積極的に取り組んでおります。

「財 務」

- (1) 教育研究を安定して遂行するためには、現金等の資金流動性が高いことが必要であり、総資産に占める流動資産の構成割合を見るための指標として流動資産構成比率があります。この比率が高いほど、資金流動性があることとなりますが、本学の2009年度(平成21年度)の流動資産構成比率は17.8%であり平成20年度私立大学平均18.0%と概ね同水準であることから、安定的な財政的基盤を確立していると言えます。
また、実際に、教育研究活動の維持・発展に資金が投下されているかを見る指標として教育研究経費比率がありますが、本学の2009年度(平成21年度)の教育研究経費比率は31.2%であり、平成20年度私立大学平均32.8%と概ね同水準であることから、教育研究を安定して遂行するための経費は措置されていると言えます。
- (2) 本学の予算編成については、毎年度、大学全体の収支のバランス確保及び財務の健全性を図ることを基本的な編成方針案とし、学納金収入等の所要見込み額等の予算計画に基づき整理した予算案を理事会において審議願い、承認を経た後決定しております。予算の執行に当たっては、学校経営の健全化を図るため、教育研究経費及び管理経費等の見直しを絶えず行い、節減に向けた不断の努力を行っております。

10 内部質保証

- (1) 本学全体の教育研究水準の向上を図り、大学の教育理念・教育目標・教育目的及び社会的使命を達成するとともに内部質保証に関するシステムを適切に機能させるため、完成年度を迎えた平成20年度以降、大学の諸活動について自己点検・評価を定期的実施しております。自己点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会、医療保健学部学科長会議、東が丘看護学部教授会、研究科長会議等学内の会議の審議等を経た後、大学経営会議及び理事会・評議員会の審議承認を経ることとしており、これらの会議等におけるご意見等を踏まえて改革・改善を図ることとしております。また、点検・評価報告書については、ウェブサイト公表するとともに、印刷物として文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団など関係機関に送付するなど社会に公表し、説明責任を果たしております。
- (2) 本学が保有する情報の公開に関しては、情報公開規程、同細則、財務書類の公開に関する細則により適切に対応しております。また、教育研究活動及び財務状況等についてはウェブサイトに掲載しており、実践的な教育研究活動等大学の最新の動きを紹介する「東京医療保健大学学報こころ」を年2回発行し、本学志望者・保護者・卒業生・塾等に配布・送付しております。さらに、本学教員の教育研究活動の振興と円滑化を促し、その成果発表のため、毎年度1回、東京医療保健大学紀要を発行しております。

- (3) 本学では、学外有識者のご提言をお聞きし、管理運営に資することを目的として開学当初からスクリー委員会を設置しております。委員会は医療関連企業等の代表者6名及び理事長、学長、大学経営会議室長、事務局長等をもって構成しており、本学における教育研究関連課題を社会的側面から検討願うこととし、外部からの評価・提言をいただくことにより所要の改善を図り、もって教育研究の推進を図ることとしております。
- (4) 教育研究活動のデータベース化の推進については、全教員の専任教員の教育研究活動の振興と円滑化を促しその研究成果を発表するため、毎年度、東京医療保健大学紀要を発刊しそのデータベース化を図るとともに、ウェブサイトにおいては、教育職員の担当科目、研究テーマ、最近の業績・代表的な業績、専門領域での活動等を公開しており教育研究活動に関する説明責任を果たしております。
- (5) 医療保健学部及び大学院医療保健学研究科を設置した際に、大学設置・学校法人審議会から付された留意事項に関しては適切に対応しており、文部科学省に報告しております。また、平成22年度に設置した東が丘看護学部及び看護学研究科の設置届出に伴う設置履行状況については、完成年度の翌年度の平成26年度まで毎年度文部科学省に報告を行うとともに、その内容をウェブサイトにおいて公表し、説明責任を果たすこととしております。

全体的な目標の達成状況は次のとおりです。

- 1、大学・学部・研究科等の理念・目的に基づき育成された有為な人材が平成21年3月から社会に巣立っておりますが、就職率が高いこと、病院・医療関係企業等から高い評価を得ていること、また、学生の受け入れでは、学部・大学院とも毎年度入学定員を超える学生が入学していることから、理念・目的・教育目標の達成に向けた取り組みが有効に機能しており、教育研究組織の整備・充実に関する効果が上がっております。
- 2、本学の理念・目的を達成するために医療系の大学として教育・研究を担当するに相応しい能力を有する教員組織を整備しており、教育の質の向上を図るため、教員のFD活動に関する取り組みを積極的に推進しております。また、学生に対する「授業評価アンケート」を毎年度実施しており、その結果を踏まえて授業内容等の改善を図っております。
- 3、本学の建学の精神及び教育目標に基づき、「医療のコラボレーション教育」を行っておりますが、医療保健学部看護学科、医療栄養学科及び医療情報学科の各学科合同で実施する「協働実践演習」においては、各学科それぞれの立場から疾患に関する認識や情報を共有し、意見交換を行いながら協働して課題に取り組み、現場における各自の

役割を認識することからチーム医療人の育成に大きな効果があります。

- 4、学生の受け入れに当たっては、毎年度、入学定員に基づき、適切な入学者数を受け入れることとしており、平成22年度においては、収容定員に対する学部全体及び大学院全体の在籍学生比率はいずれも1、1であることから、収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されております。
- 5、本学学生(学部・大学院)の修学・生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的とし、修学支援、生活支援及び進路支援に係る「学生支援に関する基本方針」を定め、適切に対応しております。就職支援に当たっては、個別面談を軸にガイダンス、就職支援講話・講座、企業研究講座、病院説明会等を実施しており、その成果が高い就職率に現れております。
- 6、教育研究等を支援する環境等については、各学部・各学科・各研究科における教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた講義室・実習室等の施設を適切に整備するとともに、実験・実習のために必要な設備については教育研究遂行上支障がないよう整備・充実を図っております。
- 7、本学の建学の精神及び教育理念に基づき、優れたチーム医療人の育成を図るためには社会との連携・協力が不可欠であることから、教育、研究とともに社会貢献を本学の重要な使命としており、教育研究に係る成果を基に、毎年度、医療・健康・保健をテーマとした公開講座を実施しております。また、医療系の大学として、社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り地域との交流を深めるため、学生の地域におけるボランティア活動への積極的な参加を奨励しております。
- 8、本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するため、教学上の組織として学科会議・教授会・研究科委員会・学科長会議・運営会議・研究科長会議を置き、全学組織として大学経営における重要事項を審議するため大学経営会議を置いており、管理運営の万全を期しております。
- 9、財務面においては、開学以降、学部及び大学院とも入学定員を充足していることから、安定的な学納金収入を得ており、教育研究を円滑に遂行するための財政的基盤を確立しております。なお、今後、積極的に、科学研究費補助金・奨学寄附金・各種団体助成金等外部資金の確保を図って、財務における学納金依存体質の改善を図っていくことといたします。
- 10、内部質保証については、自己点検・評価、情報公開及び法令順守に関する実施体制を整備し適切かつ円滑に実施しており、教育研究活動に関する社会への説明責任を果たしていることから有効に機能しております。

喫緊に取り組むべき課題及び今後の展望

- 1、教育の質の向上及び授業内容・方法の改善・充実を図るため、「授業評価アンケート」及び「東京医療保健大学を語る会」を継続して実施するとともにFD活動に関する取り組みを積極的に推進いたします。
- 2、教員の資質の向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の教育研究活動等の評価に関する組織的な実施体制の整備を図るとともに、評価結果を処遇等に反映する仕組みを導入します。
- 3、本学の建学の精神及び教育目標に基づき、医療のコラボレーション教育の一層の充実を図り、優れたチーム医療人の育成を図ります。また、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るため、医療・福祉・健康分野への興味・関心を持たせることを主眼とし、産業界との連携により企業活動の現場を知ることを通じて知識・技能・態度をはぐくむことができるよう、教育内容等の充実を図ります。
- 4、大学院医療保健学研究科及び看護学研究科においては、研究科設置の理念・目的に沿って高度専門職業人の育成を目指し、教育内容等の充実を図ります。
- 5、本学の教育理念・教育目的及び学生受け入れ方針・本学が求める学生像(アドミッションポリシー)について、社会への周知に努めるとともに、公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜を実施いたします。
- 6、学生への修学支援、生活支援、進路支援を適切に行うとともに、就職支援活動の充実を図ります。
- 7、本学の理念・目的を実現するために施設・設備の適切な整備を図り、学生の学修及び教員の教育研究等環境の充実を図ります。
- 8、社会との連携・協力を推進し、公開講座の実施等を含め、医療・健康・保健面での社会貢献の充実・発展を図ります。また、本学の特色を活かした国際交流事業を推進し、実践を重視し国際的通用性の高い教育研究の充実・発展を図るとともに、その成果の社会への還元を図ります。
- 9、教育研究を円滑に遂行するため学納金収入等の安定的な確保に努めるとともに、教育研究の活性化を図るため、科学研究費補助金・各種団体が募集する研究助成金・受託研究費・奨学寄附金等外部資金の積極的な確保に努めます。
- 10、内部質保証に関するシステムの適切な実施を図るとともに、教育研究活動に関する社会への説明責任を積極的に果たします。

本学においては、教育研究等の充実・発展を図るため、平成24年度をスタートとする5年間の中期目標・計画を策定し、「喫緊に取り組むべき課題及び今後の展望」に記述した

内容等を着実に履行してまいります。

また、本学の建学の精神、理念・目的を踏まえて、教育研究活動状況等について自己点検・評価及び外部評価による検証を定期的に行い、検証結果に基づき教育研究活動の改善・充実を図るとともに、その状況を公表することといたします。

本学が、学生にとって魅力ある大学となりますよう、引き続き不断の努力を行ってまいりますので、皆様のご支援、ご指導の程をどうぞよろしくお願い申し上げます。

東京医療保健大学長 小林 寛伊